解釈ヲ得テ進マザル又カヽル参加ニ関シ協定ク
継続ノ點聞スルカ如ク全権ハ一存ヲ慎ムヘキ
所ナリ、
「右趣旨ノ下ニ規約ニモ保留ヲ御承認ヲ求メ度
個ニ於テ認モ形ヲ占ムルカ運動方針也ト
思惟セラレヤ、
「尚又、解釈ノ如何ニ委スルモ本人ノ実意
新ヲ宣スベキナリ
カクテ、規約署名捺印モ遂ニシタル
所ナリ、
右青木公使
前全権ニ於テ、

右対シ 脱退ノ余地ヲ開クベシ
賛成者 ソノ要ナシ
反一 脱退ハ大勢ニ従ヒ（余地）保留スベシ
賛一 ヲ悉ク決定シ、最後決定ヲ年余大団ニ託スベシ
カクテ対ヲ折衝協議ノ結果
以下問題ヲ研究ノ結果ニ於テ中ニ於テ情勢ニ応ジ
ヲ以テ各中央委員ノ意見ニ総会代表ハ各総会ニ
帰リテ情勢ノ緩和ヲ図ルコト
以関係ノ安藝、中島ニ於テ帰阪ノ上本
中央委員会ノ情勢報告ノコト
以来月十日大阪ニ中央委員会ノ開催ノコト

財團 協調會
協調會